

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 2月28日

【会社名】 株式会社シャノン

【英訳名】 SHANON Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中村 健一郎

【本店の所在の場所】 東京都港区三田三丁目13番16号

【電話番号】 03-6743-1551（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理担当兼経営管理本部長 友清 学

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田三丁目13番16号

【電話番号】 03-6743-1551（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理担当兼経営管理本部長 友清 学

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	614,460,000円
第25回新株予約権証券	851,200円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
	647,763,200円

（注） 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年2月24日に提出いたしました有価証券届出書につきまして、記載事項の一部に誤りがございましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

表紙

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）
- 3 新規発行新株予約権証券（第25回新株予約権）
 - (1) 募集の条件

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

【表紙】

(訂正前)

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 614,460,000円

第25回新株予約権証券 646,912,000円

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

1,261,372,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(訂正後)

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 614,460,000円

第25回新株予約権証券 851,200円

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

647,763,200円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

(訂正前)

償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円。但し、繰上償還する場合は本欄第2項第(2)号乃至第(3)号に定める金額による。</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は、2027年12月27日(以下「償還期限」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 当社は、2025年12月25日以降、2027年12月24日までの期間のいずれかの日を償還日として、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部につき、当該償還の対象となる本新株予約権付社債の額面金額に、当該償還日に応じて定められる以下に記載の割合を乗じた金額で繰上償還することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年12月25日から2026年12月24日までの期間：104.0% ・2026年12月25日から2027年12月24日までの期間：105.0% <p>(3) 本社債権者は、2025年12月25日以降、2027年12月26日までの期間、その選択により、償還日(償還期限より前の日とする。)の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>(4) (中略)</p> <p>(5) (中略)</p>
-------	--

(訂正後)

償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円。但し、繰上償還する場合は本欄第2項第(2)号乃至第(3)号に定める金額による。</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は、2027年12月27日(以下「償還期限」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 当社は、2025年12月25日以降、2027年12月24日までの期間のいずれかの日を償還日として、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部につき、当該償還の対象となる本新株予約権付社債の額面金額に、当該償還日に応じて定められる以下に記載の割合を乗じた金額で繰上償還することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年12月25日から2026年12月24日までの期間：104.0% ・2026年12月25日から2027年12月24日までの期間：105.0% <p>(3) 本社債権者は、2025年12月25日以降、2027年12月24日までの期間、その選択により、償還日(償還期限より前の日とする。)の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>(4) (中略)</p> <p>(5) (中略)</p>
-------	--

3【新規発行新株予約権証券(第25回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行価額の総額	646,912,000円
---------	--------------

(訂正後)

発行価額の総額	851,200円
---------	----------